

令和2年4月17日

保険局高齢者医療課

課長補佐 高澤 航 (内線 3197)

企画法令係長 鍵田 純平(内線 3154)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2090

報道関係者 各位

## 後期高齢者医療制度の令和2・3年度の保険料率について

後期高齢者医療制度の令和2・3年度の保険料率について、3月末までに各後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）議会において決定され、各広域連合より報告を受け、とりまとめましたのでお知らせします。

令和2・3年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、全国平均で月額6,397円となる見込みです（平成30・令和元年度の5,958円から439円（7.4%）増加）。

- ・ 被保険者均等割額（年額）：46,987円（平成30・令和元年度45,116円）  
（月額）：3,916円（平成30・令和元年度3,760円）
- ・ 所得割率：9.12%（平成30・令和元年度8.81%）
- ・ 平均保険料額（年額）：76,764円（平成30・令和元年度71,492円）  
（月額）：6,397円（平成30・令和元年度5,958円）

# 後期高齢者医療制度の令和2・3年度の保険料率等

	均一保険料率（年額・率）				被保険者一人当たり平均保険料額（月額）								年金収入別の保険料額の例（月額）	
	平成30・令和元年度		令和2・3年度		平成20・21年度	平成22・23年度	平成24・25年度	平成26・27年度	平成28・29年度	平成30・令和元年度	令和2・3年度（見込）		基礎年金受給者 （年金収入78万円）	厚生年金受給者 標準的な年金額 （年金収入187万円）
	被保険者 均等割額 （円）	所得割率 （％）	被保険者 均等割額 （円）	所得割率 （％）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	対平成30・令和元年度増減 （円 / ％）	令和2・3年度 保険料額 （円）	令和2・3年度 保険料額 （円）
全国	45,116	8.81	46,987	9.12	5,283	5,249	5,569	5,632	5,785	5,958	6,397	+439 / +7.4	1,175	4,542
北海道	50,205	10.59	52,048	10.98	5,323	5,415	5,610	5,483	5,353	5,578	5,983	+405 / +7.3	1,300	5,275
青森県	40,514	7.41	44,400	8.30	3,433	3,322	3,331	3,195	3,304	3,524	4,245	+721 / +20.5	1,108	4,200
岩手県	38,000	7.36	38,000	7.36	3,260	3,147	3,142	3,310	3,403	3,699	3,960	+261 / +7.1	950	3,667
宮城県	41,400	8.02	42,240	7.97	4,445	4,435	4,742	4,910	4,987	5,100	5,396	+296 / +5.8	1,050	4,017
秋田県	39,710	8.07	43,100	8.38	3,168	3,101	3,319	3,130	3,193	3,485	3,944	+459 / +13.2	1,078	4,170
山形県	41,100	8.01	43,100	8.68	3,291	3,327	3,503	3,456	3,797	3,995	4,482	+487 / +12.2	1,075	4,250
福島県	41,600	7.94	43,300	8.23	3,833	3,747	3,808	4,010	4,133	4,372	4,817	+445 / +10.2	1,083	4,136
茨城県	39,500	8.00	46,000	8.50	4,226	4,173	4,484	4,498	4,704	5,074	5,953	+879 / +17.3	1,150	4,325
栃木県	43,200	8.54	43,200	8.54	4,173	4,080	4,691	4,641	4,767	5,135	5,420	+285 / +5.6	1,075	4,217
群馬県	43,600	8.60	43,600	8.60	4,413	4,289	4,762	4,726	4,841	5,150	5,273	+123 / +2.4	1,083	4,250
埼玉県	41,700	7.86	41,700	7.96	6,322	5,977	6,270	6,179	6,179	6,138	6,373	+235 / +3.8	1,042	3,992
千葉県	41,000	7.89	43,400	8.39	5,470	5,496	5,537	5,622	5,977	6,195	6,620	+425 / +6.9	1,083	4,183
東京都	43,300	8.80	44,100	8.72	7,223	7,214	7,746	8,097	8,107	8,265	8,421	+156 / +1.9	1,103	4,308
神奈川県	41,600	8.25	43,800	8.74	7,348	7,081	7,430	7,507	7,649	7,457	8,021	+564 / +7.6	1,095	4,301
新潟県	36,900	7.40	40,400	7.84	3,666	3,595	3,626	3,501	3,566	3,967	4,499	+532 / +13.4	1,000	3,900
富山県	43,800	8.60	46,800	8.82	4,681	4,528	5,041	4,866	4,972	5,280	5,742	+462 / +8.8	1,170	4,449
石川県	47,520	9.33	47,520	9.33	5,067	4,897	5,310	5,148	5,288	5,678	5,939	+261 / +4.6	1,188	4,624
福井県	45,000	8.10	47,800	8.90	4,631	4,509	4,619	4,487	4,614	5,150	5,876	+726 / +14.1	1,192	4,508
山梨県	40,490	7.86	40,490	7.86	3,973	3,873	4,097	4,078	4,241	4,661	5,054	+393 / +8.4	1,012	3,913
長野県	40,907	8.30	40,907	8.43	3,919	3,957	4,213	4,465	4,670	4,974	5,340	+366 / +7.4	1,023	4,093
岐阜県	41,214	7.75	44,411	8.55	4,659	4,520	4,723	4,737	5,032	5,007	5,633	+626 / +12.5	1,108	4,267
静岡県	40,400	7.85	42,100	8.07	5,037	4,964	5,091	5,075	5,228	5,511	5,870	+359 / +6.5	1,050	4,033
愛知県	45,379	8.76	48,765	9.64	6,317	6,315	6,664	6,845	7,132	6,981	7,714	+733 / +10.5	1,216	4,758
三重県	42,965	8.86	44,589	8.99	4,196	4,100	4,461	4,786	5,163	5,391	5,532	+141 / +2.6	1,115	4,405
滋賀県	43,727	8.26	45,512	8.70	4,614	4,671	5,180	5,443	5,657	5,688	6,136	+448 / +7.9	1,137	4,361
京都府	47,890	9.39	53,110	9.98	6,016	5,953	6,190	6,076	6,250	6,363	7,163	+800 / +12.6	1,328	5,041
大阪府	51,491	9.90	54,111	10.52	6,574	6,639	6,999	6,887	6,783	6,768	7,337	+569 / +8.4	1,353	5,235
兵庫県	48,855	10.17	51,371	10.49	5,984	5,892	6,321	6,451	6,641	6,848	7,126	+278 / +4.1	1,284	5,113
奈良県	45,200	8.89	48,100	9.41	5,308	5,351	5,746	5,916	6,118	6,372	6,872	+500 / +7.8	1,203	4,670
和歌山県	45,812	8.80	50,304	9.51	4,305	4,146	4,264	4,251	4,367	4,683	5,376	+693 / +14.8	1,250	4,783
鳥取県	42,480	8.07	42,480	8.07	4,100	3,976	3,989	4,004	4,090	4,378	4,504	+126 / +2.9	1,062	4,057
島根県	43,440	8.25	50,640	9.55	3,668	3,630	4,006	3,955	4,304	4,299	5,294	+995 / +23.1	1,266	4,816
岡山県	46,600	9.17	46,600	9.17	4,827	4,926	5,166	5,136	5,594	5,585	5,763	+178 / +3.2	1,158	4,533
広島県	45,500	8.76	46,451	8.84	5,143	5,220	5,641	5,504	5,793	5,995	6,263	+268 / +4.5	1,161	4,440
山口県	52,444	10.28	53,847	10.48	5,531	5,341	5,621	5,715	5,901	6,052	6,469	+417 / +6.9	1,346	5,213
徳島県	52,913	10.34	55,000	10.28	3,830	3,970	4,479	4,517	4,912	5,129	5,533	+404 / +7.9	1,375	5,204
香川県	47,300	9.26	49,800	9.78	5,435	5,226	5,226	5,123	5,309	5,594	6,123	+529 / +9.5	1,242	4,842
愛媛県	46,374	8.78	47,720	9.02	4,273	4,101	4,458	4,417	4,538	4,667	5,079	+412 / +8.8	1,193	4,543
高知県	54,394	11.42	54,316	10.49	4,471	4,409	4,879	4,748	5,214	5,534	5,565	+31 / +0.6	1,358	5,235
福岡県	56,085	10.83	55,687	10.77	6,139	6,194	6,566	6,560	6,428	6,589	6,876	+287 / +4.4	1,392	5,372
佐賀県	51,800	9.88	52,300	10.06	4,566	4,466	4,742	4,706	4,831	5,184	5,527	+343 / +6.6	1,300	5,025
長崎県	45,800	8.67	47,200	8.98	4,215	4,124	4,326	4,396	4,424	4,569	4,920	+351 / +7.7	1,175	4,508
熊本県	47,900	9.26	50,600	9.95	4,287	4,299	4,394	4,249	4,294	4,608	5,234	+626 / +13.6	1,258	4,925
大分県	47,000	9.06	47,000	9.06	4,479	4,385	4,641	4,491	4,578	4,695	5,032	+337 / +7.2	1,175	4,525
宮崎県	48,400	9.08	48,400	9.08	3,765	3,558	3,893	4,028	4,105	4,351	4,640	+289 / +6.6	1,210	4,589
鹿児島県	50,500	9.57	55,100	10.38	3,782	3,684	3,917	4,001	4,249	4,402	5,145	+743 / +16.9	1,375	5,225
沖縄県	48,440	8.80	48,440	8.88	4,450	4,590	4,884	5,026	5,320	5,890	6,295	+405 / +6.9	1,211	4,534

- 平均保険料額の算定に当たっては、令和2・3年度における保険料軽減特例の見直しの影響を考慮している。
- 令和2・3年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、保険料改定に係る各広域連合の条例改正時の見込額であり、各年度において実際に各被保険者に課される保険料額の平均値とは異なる。
- 平成20・21年度から平成30・令和元年度までの被保険者一人当たり平均保険料額（実績）は、「後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告」（厚生労働省保険局）より算出（令和元年度については速報値）。
- 年金収入別保険料額の例（月額）については、単身世帯の保険料額である。
- 基礎年金受給者（年金収入78万円）については、均等割7割軽減に該当する。
- 厚生年金受給者の標準的な年金額（年金収入187万円）については、夫婦2人分の標準的な年金額（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））から1人分の老齢基礎年金（満額）を引いて算出。均等割5割軽減に該当する。

## (参考1) 主な保険料変動要因

### <主な増加要因>

#### ○ 一人当たり医療給付費の伸び

令和2・3年度被保険者一人当たり医療給付費の見込み（各広域連合の見込みによる全国平均）は年間約88.6万円であり、平成30・令和元年度（実績見込み）の年間約86.8万円から約2.0%増加する見込み。

※ 各広域連合において、地域の実情を踏まえ、被保険者一人当たり医療給付費の伸び率の実績や診療報酬改定の影響などを基に、算出している。

#### ○ 後期高齢者負担率の変更

給付費のうち後期高齢者の保険料で負担する割合（後期高齢者負担率）については、現役世代の人口の減少に伴う現役世代一人当たりの負担の増加分を後期高齢者と現役世代とで折半して負担するため、2年ごとに政令で定めることとしている。令和2・3年度は11.41%（平成30・令和元年度11.18%）である。

#### ○ 保険料均等割軽減措置の更なる上乗せ分の見直し

保険料均等割の軽減特例として、制度創設時の暫定的な措置により、本則の7割軽減に更に上乗せして、特例的に9割、8.5割軽減としてきたものについて、世代間の負担の公平を図る観点等から、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて、令和元年度から段階的に本来の7割軽減に戻している。

※ 9割軽減（～平成30年度）⇒ 8割軽減（令和元年度）⇒ 7割軽減（令和2年度）  
8.5割軽減（～令和元年度）⇒ 7.75割軽減（令和2年度）⇒ 7割軽減（令和3年度～）

### <主な減少要因>

#### ○ 財政安定化基金からの交付

広域連合では、都道府県に設置されている財政安定化基金（国、都道府県及び広域連合（保険料）が3分の1ずつ拠出）から計206億円の交付を見込んでいる。

※ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）附則第14条において、保険料増加抑制のため、財政安定化基金からの交付を認めている。

#### ○ 剰余金の活用

平成30・令和元年度の保険料率改定時における一人当たり医療給付費の見込み（年間約87.3万円）ほど、実績が伸びなかった（年間約86.8万円）こと等により、各広域連合において剰余金が発生し、計2,216億円の剰余金を保険料増加抑制に活用することを見込んでいる。

## (参考2) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた保険料減免について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に盛り込まれたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対する保険料減免を行う。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）（抄）

### 第2章 取り組む施策

#### Ⅱ. 雇用の維持と事業の継続

##### 4. 生活に困っている世帯や個人への支援

感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。

- ・ 国民健康保険料、介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援（厚生労働省）